

今年のお盆休みは/口/口台風の影響で予定を変更したりキャンセルするケースが多かったようですが、皆様リフレッシュされたでしょうか？それでは今月も張り切ってお伝えします。

《36 協定届改正について》 令和6年4月1日

「時間外労働・休日労働に関する協定届」(以下「36 協定届」という)では、原則1か月45時間、1年360時間を上限として協定届を届け出ることによって時間外労働を行わせることができます。平成31年4月1日の「働き方改革関連法」の施行によって「罰則付きの時間外労働の上限規則」が導入されましたが、その上限数では対応できない、1、工作物建設の事業 2、自動車の運転の業務 3、新技術等研究開発業務 4、医業に従事する医師 5、鹿児島県および沖縄県における砂糖を製造する事業の5事業には5年間の猶予期間が設けられ適用除外とされていました。しかし令和6年3月31日をもって猶予期間が終了することになります。(上記3の新技術等研究開発業務を除く)以下の表では、比較の意味で変更のない一般の事業と、変更後の建設事業、自動車運転事業を掲載します。\*( )内は変形労働時間制採用の場合の時間数

事業・業種		一般則	建設事業(一般)	建設事業(災害時復旧事業)	自動車運転
限度時間	1日	上限なし			
	1か月	45時間(42時間)			
	1年	360時間(320時間)			
特別条項	1か月(休日労働を含む)	100時間未満	100時間未満	上限なし	上限なし
	1年	720時間	720時間	720時間	960時間
	月45時間超の回数	年6回まで	年6回まで	年6回まで	上限なし
	健康福祉確保措置	義務			
罰則付き上限	月100時間未満(休日労働含む)	適用あり	適用なし	適用なし	適用なし
	月平均80時間以下(休日労働含む)	適用あり	適用なし	適用なし	適用なし

